

第八十一回
帝國議會
貴族院

郵便年金法中改正法律案特別委員會會議事速記録第三號

昭和十八年二月三日（水曜日）午前十時十分開會

○委員長（子爵秋元春朝君） 是ヨリ開會致シマス、國務大臣ハ今外ノ方ニ出テ居ラレマシテ御出席アリマセヌガ、政府委員ガ皆擲ッテ居リマスノデ、政府委員デ濟ミマス範圍ニ於テ御質疑ヲ願ヒタイト思ヒマス、昨日ニ引續イテ御質疑ヲ願ヒマス

○侯爵黒田長禮君 航空法中改正法律案ノ中ノ第十五條ノ二ト申シマスノ第十七條トハ、チヨット見マスト非常ニ似テ居ルヤウニ思ヒマスガ、此ノ間ニ於キマス違ヒヲ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○政府委員（山田良秀君） 御答ヘ申上ゲマス、第十五條ノ二ハ、航空ノ安全ヲ確保致シマスル爲ニ運航ニ直接關係アル者ノ資格ヲ限定致シマシタ、即チ航空免狀或ハ航空機職員技師證明書ヲ持ッテ居ナケレバナラヌト云ツヤウナ資格ヲ限定シテ居リマス、第十七條ノ方ハ、是モ同ジ目的ノ爲ニ、航空機職員ガ技師證明書又ハ航空免狀ヲ携帶シナケレバナラヌト云フ、携帶義務ヲ規定シタノデゴザイマス

○侯爵黒田長禮君 航空機職員ノ中ニ今度新シク航空機長ガ出來マシタガ、是ハ船デ申シマス船長ノヤウナ役ヲスルノデゴザイマセウカ、サウシテ又今迄ゴザイマシタ航空士トノ關係ハドウ云フ風ニナッテ居リマスカ

○政府委員（山田良秀君） 今回新タニ航空機職員ノ中ニ規定致シマシタ航空機長ハ、只今御尋ノ如ク、大體ニ於キマシテハ、船員

第四部第九類

郵便年金法中改正法律案特別委員會會議事速記録第三號

昭和十八年二月三日

貴族院

法ニ於ケル船長ト同ジャウナ性格ヲ持ッテ居リマス、併シ其ノ職務權限、責任等ニ付キマシテハ、或程度ノ相違ガゴザイマス、即チ船員法ニ於キマス所ノ船長ハ、實際ハ船舶所有者ノ代理人ノヤウナ性格ヲモ持ッテ居リマスガ、航空機長ハ單ナル傭人ニ過ギマセヌシ、又船ナリ或ハ航空機ナリニ於テ職務ヲ執リマス時間等モ、事實上ニ於テハ、一方ハ數箇月ニナリマスシ、一方ハ今日ノ狀態ニ於キマシテハ十時間前後位ガ今ノ所ハ限度デゴザイマス、ソレカラ現行法ニ於キマス所ノ今日ノ他ノ職員トノ關係デゴザイマスガ、是ハ現在ノ法規ノ建前ニ於キマシテハ、航空機ニ搭乘致シマス者ハ總テ航空機職員トシテ規定ヲ致シテ居リマシテ、其ノ内容ハ航空法施行規則ニ規定シテゴザイマシテ、航空機、操縦士、航空士、機關士、此ノ三通リノモノガアルノデゴザイマス、然ルニ最近航空機ガ非常ニ大型ニナリ、高速化シテ參リマシテ、航空機ニ搭乘致シマスル人數モ段々ト殖エテ參リマシテ、或ハ一人トカ二人トカ云フヤウナモノガ六名トカ七名トカト云フ工合ニ搭乘員ガ増シテ參リマシテ、又運航致シマスル距離モ非常ニ増大致シテ參リマシテ、相當遠距離迄飛行機ヲ飛バサナケレバナラヌ、又將來ニ於キマシテハ非常ナ遠方迄ノ國際航空路ニモ從事シナケレバナラヌト云フ、サウ云フ場合ニ於キマシテハ、此ノ航空機ノ運航ノ安全ノ責任ヲ負ヒ、サウシテ乗ッテ居ル者ヲ統率スル者ガ必要デゴザイマシテ、例ヘバ運航中ニ事故ガアルトカ、或

ハ機關ニ故障ガアルトカ、或ハ天候ガ非常ニ惡イトカ、サウ云フヤウナ場合ニ、自分ノ長年ノ經驗技師カラ適切ナル判斷ヲ下シマシテ、之ニ機宜ノ措置ヲ講ジテ搭乘員ヲ指揮スル、斯ウ云フ者ガ必要トナッテ參ルノデアリマシテ、ソコデ從來ノ規定ニゴザイマセヌデシタ航空機長ト云フモノヲ新タニ今回規定致シマシテ、サウシテ操縦士及航空士ノ中カラ、一定ノ航空經歷ヲ有シ、人格識見共ニ優秀デアッテ、而モ所定ノ試験ニ合格致シマシタ者ニ航空機長ヲ命ジマシテ、サウシテ航空機運航ノ安全ノ責任ヲ執リ、其ノ運航ヲ統率スルト云フコトニ相成リマシタ次第デゴザイマス、尙チヨット只今ノ私ノ説明ヲ補足致シマス、只今ノ御尋ノ中ニ航空士ト機長トノ相違ハ何カト云フ御尋ガアリマシタガ、機長ハ只今御説明致シマシタヤウナ者デゴザイマスガ、航空士ハ、航空機ニ搭乘シマシテ位置及進路ヲ測定致シマシテ、航空機ノ運航ニ必要ナル判定資料ヲ供給スル者デゴザイマス、大體ノ内容ヲ御説明致シマスルト、飛行機ノ上デ地上ヲ見マシテ、或ハ山デアルトカ川デアルトカ鐵道線路デアルトカ、サウ云フモノヲ見、又羅針儀或ハ測度計等ヲ利用シタリ、或ハ無線施設デアアル所ノ無線羅針「ビーコン」、サウ云フモノヲ利用シタリ、或ハ天體ヲ觀測致シタリ、左様ナコトヲ致シマシテ、此ノ位置及進路ヲ測定スル、サウシテ其ノ判定資料ヲ供給スルト云フノガ航空士ノ任務デゴザイマス、

○伯爵大木嘉福君 第十七條ノ六ニ「航空

機長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ニ其ノ旨ヲ報告スルコトヲ要ス」トナッテ居リマスガ、其ノ當該官吏ト云フノハドウ云フモノデスカ

○政府委員（山田良秀君） 是ハソレトノ飛行場ニハ飛行場長ガゴザイマシテ、航空ノ離著陸ニ關シマスル所ノ監督ヲ致シテ居リマス、ソコデ十七條ノ六ニ列舉シテ居リマスルヤウナ事故ガ生ジマシタ後ニ、最寄リノ飛行場ニ到著致シマシタ時、其ノ報告シ得ル時期ニナリマシタ際ニ、直チニ其ノ飛行場ニ居リマスル所ノ當該飛行場長等ニ其ノ旨ヲ報告スル、斯ウ云フ意味デアリマス

○委員長（子爵秋元春朝君） 飛行場ノ特別區域ヲ擴張スルト云フコトガ茲ニ出デ居リマスガ、是ハ何カ實例カナシカデモ一ツ舉ゲテ戴イテ御説明ヲ願フト、非常ニ分リ宜イト思フノデスカ、何カ御説明出來マスカ

○政府委員（仁村俊君） 只今御尋ノ特別地域ノ問題デゴザイマスルガ、飛行機ガ段々大型ニナッテ參リマスシ、又速度モ非常ニ伸ビテ參ッタノデアリマス、其ノ實例ニ付テチヨット申述ベマス、航空法ガ初メテ出來マシタ當時ノ飛行機ハ、皆サン御承知ノヤウナ「フォッカー」ガ主ニ使ハレテ居ッタノデアリマシテ、ソレガ巡航速度デ大體一時間ニ百八十「キロ」デアリマシタ、ソレカラ只今主トシテ使ハレテ居リマスル「ビー・シー・三型」デアルトカ「エム・シー」二十型ト云フヤウナモノハ、大體三百十「キロ」カラ三百二十「キロ」位ノ巡航速度ヲ持ッテ居ル

三

ノデアリマス、ソレカラ大キサニ致シマシ
テモ、「フオツカー」ノ方デ申シマス、二「ト
ン」七百位ノ飛行機デゴザイマシタノガ、只
今デハ「ビー・シート」三型、「エム・シー」二十
ニ於キマシテハ約十「トン」位デアリマス、尙水
上飛行艇ノ方ヲ申上ゲマス、速度ガ巡航デ
約二百六十「キロ」アリマシテ、重量ガ二十一
「トン」アル、斯ウ云フヤウニ段々ト大型ニ
ナリ速度ガ出テ參ッタノデアリマス、將來ソレ
デヤ如何ナル狀況ニナルカト云フ豫想デゴザ
イマスルガ、輸送機ト致シマシテハ、大體
陸上機デハ四、五十「トン」ノモノガ近ク出テ
參ルノデヤナイカト思ヒマス、ソレカラ飛
行艇デ申シマス、七、八十「トン」カラ百「ト
ン」位ノモノガ出テ參ルガラウト思ヒマス、
ソレカラ巡航速度ニ致シマシテモ、只今使
ハレテ居リマス優秀ナ「エム・シー」二十ト云
フヤウナモノデモ三百二十「キロ」位デアリ
マスルガ、是ハ少クモ三百五十「キロ」以上ノ
モノハ近ク出ルモノト豫想シテ居リマス、
斯クノヤウニナリマスト云フト、飛行機ハ急
ニ上ツタリ急ニ降リタリスルコトガ非常ニ
ムツカシクナリマス、從ヒマシテ飛行場ヲ
出マシタ飛行機ハ、昔ハ急ニ上ツテ居リマ
シタモノモ、今度ハジワ／＼ト上ツテ行カ
ナケレバナラナイ、又著陸スル場合デモ、
急ニ降リテ來テ飛行場ニ著ク譯ニ行キマセ
スカラ、大キク上周ヲ廻リマシテ飛行場ニ
著陸スルト云フヤウナ狀況ニナツデ參リ
マスルノデ、今日迄ノ特別地域デハ、場所
ニ依リマシテハ非常ニ困難ヲ感ズルト云
フ實情ニ相成ツテ參リマシタノデアリマス、
尙ホ之ニ附加ヘマシテ盲目著陸裝置ト云フ
モノヲ只今各國デ實施シテ居リマシテ、
當局ニ於キマシテモ之ヲ計畫中デゴザイマ

ス、此ノ盲目著陸裝置ハ、夜間デモ、或ハ
霧ガアリマシテモ、雲ガアリマシテモ、安
全ニ飛行場ニ著陸シ得ルヤウナ裝置デアリ
マシテ、是ハ主トシテ電波ヲ利用致シマシ
テ、電波デ飛行機ヲ誘導シテ參ルモノデア
リマス、只今我々ガ考ヘテ居リマスノハ、
「ドイツ」ノ「ローレンツ」型ヲ計畫シテ居リ
マスノデスガ、之ニ依リマス、大體飛行
場ニ入リマス前ニ、飛行場ノ外方三千「メー
トル」ノ所カラ「コース」ニ入ッテ參ルノデア
リマス、サウシテ大體十五分ノ一乃至二十
五分ノ一ノ傾角デ降リテ參リマシテ、飛行
場ニ安全ニ著陸スルノデアリマス、從ヒマ
シテ理想ヲ申上ゲマスナラバ、三千「メー
トル」ニ眞直グニ上ゲマス電波ガアリマスノ
デ、ソレニ入リマス所カラ特別地域ヲ決メ
タイノデゴザイマスガ、是ハ餘リニサウシ
マス、特別地域ガ廣クナリマスルノデ、是
ハ人件ノ問題ニモ關係致シマスノデ、爲シ
得ル限り最少限度ノ二千「メートル」迄ニソ
レヲ限定致シテ居ル譯デアリマス、是ハ我
我ガ知ツテ居リマス範圍ノ現在ノ實驗ニ依
リマシテモ、大體二千「メートル」ナラバ可
能デアラウト云フ實驗結果ヲ得テ居ルノデ
アリマス、是ハ民間デハマダ實施シテ居リ
マセヌガ、軍デハ實施シテ居リマスシ、南
方ノ「ハノイ」ナドデハ相當ニ之ヲ活用致シ
テ居リマス、殆ド運航率ガ之ニ依ツテ百「パ
ーセント」ニナツテ居ルト云フヤウナ有效ノ
モノデアリマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、
特別地域ヲ擴張シテ飛行機ノ離著陸ヲ安全
ニ致シタイト考ヘタ次第デアリマシテ、其
ノ二千「メートル」ヲ出シマシタノハ、主ト
シテ盲目著陸裝置ノ最少限ノ可能ノ範圍デ
アルト云フ點デ二千「メートル」ヲ選定致シ

タ譯デアリマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 内地デ無論演

習ナンカモ爲サツタコトモアルト思ヒマス

ガ、其ノ時現在アル平面ノ區域デ、特ニ斯

ウ云フ故障ガアツタトカ、斯ウ云フ不便ガ

アツタトカ云フヤウナコトハ何カアリマセ

ウカ

○政府委員(仁村俊君) 大分アリマスルノ

デ、軍ナドデハ大分無理ヲシテ伐ッテ居リマ

ス、木ヲ大分伐ッテ居リマス、我々ノ方デハ

サウ云フ規則ガゴザイマセヌノデ、今待タ

シテ居ル譯デアリマス、ソレニ依リマシテ

事故ガ起キタモノモ我々ノ關係ノモノニモ

ゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今ノ航空ノ問

題ニ關聯シテ、是ハ多少縁ガ遠イカモ知レマ

セヌガ、今飛行機ト云フコトニ付テ非常ニ

我々關心ヲ持ツテ居リマス、從ツテ此ノ防

空ト云フコトニ付テモ重大ナ關心ヲ持ツノ

デアリマス、軍部モ之ニ付テハ、勿論軍ノ

方デ萬全ヲ期セラレテ居ルと思ヒマスガ、民

防空ニ付テノ我々ノ心掛ト云フヤウナモノ

ガ兎角區々ニナツテ居ッテ、ハッキリシテ居リ

マセヌガ、政府委員ノ方ガ御見エナラ、ドウ

云フ風ナコトヲ是カラヤルンダトカ、又是ガ

本當ノ方法ダトカ云フヤウナ風ノ民防空ニ

付テノ心構ヘト云ヒマスガ、私ノ所アタリ

モ警防團ノ人ガ來テ、色々ナコトヲ申シマ

ス、サウカト思フト又地方ヘ行ッテ見ルト、

ソレト反對ノヤウナコトヲ施設カ何カニ付

テ言ツテ來ルノデ、迷ッテ居ル居ルヤウナ點

モ多々アルノデアリマス、之ヲ一ツ伺ッテ見

タイト思ヒマスガ、皆サン御異議ガゴザイ

マセヌカ、デヤドウカ政府委員ノ方オイデ

ナラ、何ナラ速記ヲ止メテモ宜シウゴザイ

マスガ、止メマセウカ

○政府委員(上田誠一君) 速記ヲ止メテ戴

キマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記中止

午前十時三十一分速記中止

午前十一時三十五分速記開始

○委員長(子爵秋元春朝君) 速記ヲ始メ

テ……木船保險法案ニ付テ伺ヒタイノデアリ

マスガ、理由書ヲ讀ンデ見マシテモ、木船

建造ノ促進及木船ニ依ル海上輸送力ノ増強

ヲ圖ル爲政府再保險ノ下ニト出テ居リマ

スガ、木船ノ保險制度デスガ、ドウ云フ風

ナ保險制度ヲ御設立爲サルノカ、從來私共

モ餘リ船ノコトハ知リマセヌケレドモ、荷

物ヤ何カ其ノ他ノコトニ付テハ「ロイド」ト

カ云フ保險ノ基準トカガアツテヤツテ居ッ

ノデアリマスガ、建造中ノモノニ付テモ、ソ

レニ付テノ損害賠償トカ、ソレニ先程モ御

話ノアツタ空襲ナンカニハ相當ノ損害モ出

テ來ル、斯ウ云フヤウナコトニ付テモ保險

制度、今マデハ「ロイド」デ、詰リ英米依存トカ

謂フノデアリマスガ、今度ハソレハイケナ

イノデアリマスガ、殊ニ東亞ノ盟主日本ト云

フノデアリマスカラ、日本獨得ノ保險制度

ガ出來テ然ルベキト思ヒマスガ、此ノ點ニ

付テ政府委員カドナタカオイデナラバ、御

説明ナリ又見込ナリヲ一ツ御話ヲ願ヒタイ

ト思ヒマス

○政府委員(谷口恒二君) 木船保險ノ制度

ニ付キマシテハ、此ノ委員會デ既ニ完全ナ

御説明ガアツタコトト思フノデアリマスガ、

私ノ承知致シテ居リマス所ニ依レバ、木船ハ

從來普通ノ損害保險會社デ以テ其ノ保險ヲ

ヤツテ居ッタノデアリマスガ、極ク一部分

デアリマシテ、今回新シク木船保險制度ガ提
案ニ相成ッテ居ルノデアリマス、木船ヲ急ニ
多數製造サセル、ソレニ伴ヒマシテ木船ノ
保險制度ヲ完備サセル必要ガアルト云フノ
デ提案ニナッテ居リマス、此ノ仕組ハ、大體
組合デ以テ元受ヲ致シマシテ、再保險ハ只
今ゴザイマスル所ノ損害保險國營再保險法
ニ依リマシテ、其ノ特別會計デ以テ再保險
ヲ引受ケル、斯ウ云フ仕組ニ相成ッテ居ルノ
デアリマス、ソレデ一般ノ船舶ノ保險ニ付
キマシテハ、今日ニ於キマシテハ、普通ノ損
害ハ損害保險會社ガ保險ヲ引受ケル、其ノ
外ニ戰爭ノ損害ニ付キマシテハ此ノ損害保
險國營再保險法デヤッテ居リマス、少シ話ノ
移リ變リガマズカッタノデアリマスガ、木船
保險ノコトヲ先ニ申上ゲマシテ、只今申上
ゲテ居リマスノハ一般ノ船舶ノコトデアリ
マスルガ、一般ノ鋼鐵船、一般ノ船舶ニ付
キマシテノ保險ニ付キマシテハ戰爭保險、
之ヲ政府ガ再保險ヲヤッテ居リマス、空襲ノ
際等ニ付キマシテハ、船舶ノ建造中ノ場合
デアリマス、又動イテ居ル場合デアリ
マス、色々アルノデアリマスルガ、此
ノ建造中ノ場合ニ於キマシテハ、是ハ普通
ノ損害保險モ引受ケルト思ヒマス、併シ一
昨年出來マシタ政府ノ戰爭保險臨時措置法
ト云フ空襲專門ノ保險デ以テ、建造中ノモ
ノハ引受ケルコトニ相成ッテ居リマス、ソレ
カラ動イテ居リマス航海中ノモノハ、是ハ
戰爭保險トシテ再保險ヲ政府ノ損害保險國
營再保險特別會計デ引受ケル、大體斯様ナ
仕組ニ相成ッテ居ルノデアリマス、次ニ東亞
共榮圈內ノ保險ノコトデアリマスガ、只今
委員長ヨリ御話ノ通りニ、戰爭ノ前ニ於キ
マシテハ、其ノ當時ノ保險ニ於キマシテハ

「ロイド」ガ世界ニ覇ヲ唱ヘテ居ッタ、今後ハド
ウ云フコトニナルカト云フコトデアリマス
ルガ、全ク其ノ通りデアリマシテ、私共モ「ロ
イド」ガ其ノ保險ニ於テハ世界ニ覇ヲ唱ヘテ
居ッタト云フコトハ承知致シテ居ルノデアリ
マス、併シ船舶ノコトニ付キマシテ色々是ノ檢
査デアリマスルカ、等級ヲ付ケルカ云フ
ヤウナ事柄ガ、段々昔ノ英國ノ制覇時代カラ、
戰爭前ニ於キマシテモ、我が國ガ其ノ分野ニ
乘込ンデ色々活潑ナル活動ヲシテ行クト云
フ態勢ニ相成ッテ居ッタヤウニ承知シテ居ル
ノデアリマスルガ、海上保險ノ分野ニ於キ
マシテモ、「ロイド」ガ覇ヲ唱ヘツ、モ、我が
國ノ保險業者モ、相當活潑ナル活動ヲ致シテ
居ッタヤウニ傳聞致シテ居ルノデアリマス、
殊ニ東亞共榮圈內ノ保險市場ニ付キマシテ
ハ、我が國ノ保險業者ニ於テモ夙ニ之ニ著
目サレマシテ、相當地盤ヲ取ツテ居ラレタ、
各務謙吉氏ノ如キハ既ニ此ノ方面ニ十分著
眼サレマシテ、相當色々手ヲ打ッテ居ラレタ
ト云フヤウニ、只今ニ於テ其ノコトヲ拜承
致シテ居ルノデアリマス、今回占領後ノ措
置ト致シマシテハ、昨年ノ六月カ七月カト思フ
ノデアリマスルガ、大體ノ方針ヲ決メマシテ、損
害保險會社ヲ南方地域……支那ヘモ其ノ時
出シタノデアリマスルガ、南方地域ニ分派致
シマシテ、只今デハ全部、殆ド各地域ニ損害
保險ノ各會社ガ手ヲ分ケテ出テ行ッテ居リ
マス、デ、是ガ現地ニ於キマシテ戰前既ニ
著手シテ居ッタ事業ノアル會社ニ於キマシ
テハ、其ノ事業ノ後ノコトヲ守ッテ居リマ
スシ、又全然新シイ方面ニ出タモノモナイ
コトモアリマセヌ、是等ガ出テ行キマシテ、
大體ノ方針トシマシテハ、土地ノ地場ノサ
ウ云フ保險會社ガアリマス場合ニハ、成ル

ベク是ト提携致シマシテ、又獨伊樞軸國ノ
保險會社、之ニモ提携致シ、米英系ノ會社
ノ店ニ付テハ大體ニ於キマシテ清算ヲシテ
シマフト云フ方針デ行ッテ居リマス、是ガケ
ノモノガ、行ッテ間モアリマセヌケレドモ、
先方ノ狀況モ段々調ベテ參リマセウシ、
歸ッテ報告モアルト云フコトハ期待出來マ
スルシ、又現地ニ於テ相當ノ仕事ヲ取ッテ
來ルト云フコトモアリマセウシ、遠カラズ
此ノ昨年六月ニ決メテ出テ行ッタ各會社ガ、
相當ノ成果ヲ擧ゲルノデハナイカト思ッテ
居ルノデアリマス、將來ノ方針ト致シマシ
テハ、「ロイド」ノ覇ヲ握ッテ居リマシタ分
ハ、占領地域カラスッカリ退却致シタノデ
アリマスルカラ、今後ニ於キマシテハ、ド
ウシテモ是ハ我が國ニ於テ此ノコトハ手ニ
收メナケレバナラス、戰爭中ニ於キマシテ
ハ非常ナ災害ニ對シマシテ、矢張り戰爭保
險ノ國營ノ再保險ガ出テ働クノハ勿論デア
リマスルケレドモ、將來ニ於キマシテハ矢
張り我が國ニ於テ此ノ海上保險ノ再保險機
構ヲ整備シマシテ、共榮圈內ニ於ケル再保
險ハ全部我が國ニ於テ消化スル、斯ウ云フ
コトヲ方針トシナケレバナラスト思ッテ居
ルノデアリマス、既ニ東亞火災海上再保險
株式會社ト云フノガ出來テ居リマス、確カ
五千萬圓ノ會社ダト思フノデアリマスガ、
是等ノモノガ將來此ノ雄大ナ再保險機
構ノ中心ニナルモノデハナイカト云フヤウ
ニ目指シテ居ルノデアリマス、大體左様ナ
次第デアリマシテ、御話ノ如クニ大東亞共
榮圈內ノ海上保險關係ニ付キマシテハ、十
分覺悟ヲ決メマシテ我が國ノ手ニ於テ十分
之ヲ消化スルト云フコトヲ方針トシテ參リ
タイ、左様ニ存ジテ居ルノデアリマス

○秋田三一君 只今ノ所デハ損害保險ハ大
藏省ノ所管ニナッテ居ルカト思ッテ居ルノデ
アリマスガ、此ノ木船ノ損害保險ハ、是ハ
何處ノ所管ニナル譯デゴザイマスカ
○政府委員(松本益吉君) 遞信省ノ所管ニ
ナルノデアリマス
○秋田三一君 サウスルト再保險ノ場合ハ
大藏省ノ方ニナリマスカ
○政府委員(谷口恒三君) 左様ナ譯デアリ
マス
○秋田三一君 今度出來マスル木船ノ保險
法案ハ、相互保險ノヤウナ風ニ存ズルノデ
アリマス、大變結構ダト思ヒマスガ、將來
從來ノ海上保險會社ヲ斯ウ云フ風ナ相互組
織ニスルヤウナ御考ハアリマセヌデスカ
○政府委員(谷口恒三君) 只今ノ所迄ハ左
様ナ所迄ハ決メテ居リマセヌデスカ、此ノ
木船保險ハ特別ノ性質ガアリマスノデ、矢
張り元受ハ組合デヤッタ方ガ宜シイト思フ
ノデアリマスガ、一般ノ汽船等ニ付キマシ
テハ矢張り損害保險會社ニ於テ引受ケル、
斯ウ云フコトニ相成ラウカト思フノデアリ
マスガ、只今御質問ノ要點ノ所ハ今何レト
モ決メテ居リマセヌ
○秋田三一君 今度新タニ出來マス木船保
險法案ニ依ッテ保險サレル目的ハ、木船ノ
船體ダケデアリマスカ、其ノ積荷、木船ニ
積ム積荷ニ對シテ從來ノ損害保險會社ガ關
係スル譯デゴザイマスカ
○政府委員(新谷實三郎君) 御話ノヤウニ
船體ノ保險ニナリマシテ、積荷ノ方ハ入ッテ
居リマセヌ
○秋田三一君 木船ノ新造ハ產業設備營團
ノ方デ一括シテ御注文ナサレルヤウニ承ッ
テ居リマスガ、只今其ノ建造價格ト云フモ

ノハドノ位ニナル御見込デゴザイマスカ
○政府委員(松本益吉君) 御答ヘ致シマス、只今ノ所ハツキリト決定致シテ居リマセヌ、木材ノ値段其ノ外ニ依リマシテ相當ニ變動ガアルモノト考ヘテ居リマス、目下是ハ調査中デアリマシテ、數字ノ方ハハツキリ申上グラレマセヌ

○秋田三二君 此ノ建造サレタ新シイ木船ハ、將來民間ニ御拂下ニナルモノト思フノデアリマスガ、是ハ此ノ前ノ議會ノ時ニモ御話ガアリマシタヤウニ、今後ノ運送ト云フヤウナコトヲ考慮シテオヤリニナルコトト存ズルノデアリマスガ、ドウ云フモノニ御拂下ニナル御考デアリマスカ、又御拂下ニナル價格ハドウ云フ程度デアリマスカ、凡ソノ見當デモ知ラセテ戴ケマセヌデセウカ

○政府委員(松本益吉君) 今回ノ木造船ハ多量ニ建造スル計畫デアリマシテ、現在取扱ッテ居リマスル木造船業者ダケデハ使ヒ切レナイト云フ懸念ガ多分ニアリマスノデ、無論今使ッテ居ル船ガ古クナリマシタリ、或ハ戰爭危險ニ依ッテ、或ハ海難ニ依ッテナクナルモノノ補充ハヤリマス、或程度ノ資力ガアリマスレバ現在ノ業者ニモ無論讓渡スル譯デアリマス、同時ニ多量ニ之ヲ以チマシテ運航能率ヲ學ダルト云フ見地カラ、木船専門ノ相當大キイ資産ヲ持ッテ居ル會社ニ之ヲ持タセタイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ讓渡ノ價格ニ付キマシテハ、備船料ノ方カラ逆算致シマシテ、或程度ノ利潤其ノ他ヲ考ヘテ、目下申シテ居リマス讓渡價格、之ヲ決定致シマシテ、ソレニ依ッテ讓渡スルコトニナルノデアリマス、先程御尋ニナリマシタ建造價格ト讓渡價格ハ、當時ノ物價ノ値段ニ依リマ

シテ或程度ノ開キガアルコトト考ヘマス、此ノ差額ハ政府ニ於テ負擔スルヤウニナルト考ヘテ居リマス

○秋田三二君 昨日來ノ御説明ニ依リマシテ、目下最モ緊急ニ大量ニ造船ヲ御企畫スル譯居ラレル結果ト致シマシテ、自然新シク造ラレル船ハ多少恒久性ヲ失ッテ、所謂間ニ合セ式ノ濫造タルヲ免レスコトト思フノデアリマスガ、從來デモ此ノ粗製濫造サレタ船ノ後ノ處分ニ付キマシテハ、相當苦心シタ經驗ガ海運界ニハアルノデアリマスガ、最近出來マス粗製濫造船ノ將來我ガ海運界ニ及ス影響ト云フヤウナモノハ、多少御考慮ナスッテ居ラレルノデアリマセウカ、又新タニ民間ニ御拂下ニナル場合モ、サウ云フ點モ考慮シテ御拂下ニナル次第デアリマセウカ

○政府委員(松本益吉君) 現下ノ輸送力ガ非常ニ逼迫シテ居リマスコトハ御承知ノ通りデアリマシテ、急速ニ之ヲ増強スル爲ニ木船モ多量ニ建造スルノデアリマスガ、之ガ爲ニ木船ヲ粗製濫造スルト云フコトハ考ヘテ居リマセヌガ、計畫ヲ致シマシテ、出來ルダケ早ク簡單ニ出來ルヤウナ船ヲ計畫致シマシテ、之ニ依リマシテ工數モ減少シ、ムカシイ資材モ使ハナイヤウニ致シテ、多量ニ造ル考デアリマス、サウ云フ關係上、或程度船ノ壽命ニハ若干影響ガアルカト考ヘマスガ、是ハ備船料決定等ノ場合ニ於キマシテ、償却ノ年數ヲ短縮スルト云フヤウナ方法ニ依ッテ、一般ノ船ヲ持ッテ居ル人ニハ損害ヲ掛ケナイト云フ風ニヤッテ行キタイト考ヘテ居リマス

○秋田三二君 今度出來マス保險ノ目的タル木船ニ付キマシテハ、船齡ハ凡ソ何年迄位ノ船舶ヲ目的トシテ居ラレマスカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 色々案モアルノデアリマスガ、大體ニ於キマシテ船齡ニ依ッテ保險ヲ付ケルカ付ケナイカラ區別スル必要ハナイノデヤナイカト思ッテ居リマス、但シ保險料ハ船齡ガ古クゴザイマス上上ルノハ勿論デアリマス、今ノ所船齡ニ依ッテ付保セシメナイモノハナイト云フ風ニ考ヘテ居リマス

○秋田三二君 新タニ造ラレマス此ノ木船ノ船價ハ、讓渡價格ノ全額ヲ保險ニ付ケ得ラレルモノデアリマセウカ、又此ノ保險ハ金融上ノ擔保ト爲シ得ルヤウニ質權カ何カ設定スルヤウニナルノデアリマセウカ

○政府委員(新谷寅三郎君) 保險價格ハ、産業設備團カラ讓渡ヲ受ケマスモノニ付テハ、讓渡セラレタ船價ニナリマス、ソレカラ現在アリマス船ニ付キマシテハ、遞信大臣ニ於キマシテ適當ヲ基準ヲ決メマシテ、ソレニ基イテ、組合ガ其ノ基準ニ基イテ査定ヲ致シマシテ、適正ナ價格ヲ決メテヤリタイト考ヘテ居リマス、其ノ保險價格ノ全額迄付保スルト云フヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス、ソレカラ甚ダ何デスガ後ノ質問ハ……

○秋田三二君 保險ヲ金融上ノ擔保トシテ、例ヘバ船ガ建造ニナッタヤウナ場合ニ、保險金ガ金融者ニ讓渡出來ルヤウニナルノカ……

○政府委員(新谷寅三郎君) 御尋ノ金融トノ關係デアリマスガ、是ハ前議會ニ御協賛ヲ經マシタ船舶建造融資補給及損失補償法案ノ適用ニ依リマシテ、大體アノ法律ニ依ルト、債務ノ未償還額以上ノ金額ニ付テ保險ヲ付ケテ居ナケレバナラヌコトニナッテ居リマス、從ッテ保險ヲ付ケテ居レバ、其ノ

保險金額ノ限度迄金融ヲ受ケ得ルコトニナッテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 如何デス、此ノ程度デ本日ハ止メテ置キタイト思ヒマス、本日ハ午後モヤリタイト思ッテ居リマシタガ、速記ガ生憎出來マセヌノデ、明朝同様デアリマスガ、明日ノ午後一時半カラ開キタイト思ヒマス、本日ハ是ニテ散會致シマス、明日ハ午後一時半カラ開キマス
午前十一時五十九分散會
出席者左ノ如シ

委員長 子爵秋元 春朝君
副委員長 男爵久保田敬一 君
委員

侯爵黒田 長禮君
伯爵大木 喜福君
子爵秋田 重季君
出淵 勝次君
男爵北大路信明君
坂野鐵次郎君
唐澤 俊樹君
田澤 義鋪君
磯野 庸幸君
秋田 三一君

政府委員

内務省防衛局長 上田 誠一君
大藏次官 谷口 恒二君
大藏省監理局長 相馬 敏夫君
專賣局長官 木内 四郎君
大藏書記官 日下部 滋君
逓信次官 手島 榮君
簡易保險局長 田倉 八郎君
海務院次官 松本 益吉君
海務院次長 安田 丈助君
海務院部長 新谷寅三郎君

同	渡邊 浩君
同	若林 清作君
同	中尾國次郎君
航空局長官	山田 良秀君
航空局部長	遠藤 毅君
同	仁村 俊君

昭和十八年二月三日印刷

昭和十八年二月四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局